平成24年度 第2回新居浜市地域公共交通活性化協議会 次 第

〇日時 平成24年11月20日(火)13:30

○場所 新居浜市役所 2階 21会議室

- 1. 開 会
- 2. 議事
 - (1) 平成 23 年度決算の承認について
 - (2) 平成 24 年度上半期の利用実績について
 - (3)デマンドタクシー登録者及び利用対象地域自治会長に対するアンケートの結果について
 - (4) 本格運行移行の可否について (意見交換)
- 3. その他
- 4. 閉 会

新居浜市地域公共交通活性化協議会委員名簿

条	項	役員	機関・団体	役職名	氏名
法第6 条項号 1	規第5 第1 第1号	会 長 新居浜市		副市長	不 在
第2項第1号	項 第 1 項		経済部長	本田 龍朗	
			新居地区旅客自動車協同組 合	代表理事	渡部 光男
	規約		愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	髙橋 昭雄
法	第5年第1年		瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝
法 第 6 条 項 第 2 号	77 Z		社団法人愛媛県バス協会	専務理事	門屋 和彦
			四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	田中 弘典
	規約第5条		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	桐山 正勝
	規約 第5条 第1項 第3号		国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	原田 康
	規約 第5 第1 第4号		新居浜警察暑	交通課長	島村 裕之
	規約	副会長	新居浜市連合自治会	理事	星加 勝一
	然第5 第1 第5 第5		新居浜市老人クラブ連合会	副会長	平田 ヤエ子
	第0 万		新居浜市女性連合協議会	新居浜市母子寡婦 福祉連合会会長	三木 ユリエ
法第6 第2 第3 第3		監事	新居浜市社会福祉協議会	事務局次長	秋月 伸一
第3号		監事	新居浜商工会議所	経営支援課長	矢野 英司
	規約 第5条		新居浜市医師会	理事	永易 大典
	第5条項号		瀬戸内運輸労働組合	執行委員長	砂田 篤志
			国土交通省四国運輸局	首席運輸企画 専門官 (輸送・監査部門)	谷口政賀津
			愛媛運輸支局	首席運輸企画 専門官 (総務企画部門)	鈴木 保秀

事務局出席者

事務局長	新居浜市経済部運輸観光課	課長	鴻上 浩宣
事業担当	新居浜市経済部運輸観光課	副課長	桑原 一郎
出納員	新居浜市経済部運輸観光課	主事	吹上 美佳

議事(1)

平成23年度決算の承認について

新居浜市地域公共交通活性化協議会平成 23 年度収支決算書

【収入の部】 単位:円

= .	_				
	区 分		予算額	決算額	摘 要
款	項	目			
負担金	負担金	負担金	11,638,000	6,240,908	新居浜市負担金
					利用料収入 882,250
					(大人 1370 人 割引者 789 人)
諸収入	諸収入	雑 入	637,000	1,130,358	地域公共交通確保維持改善事業費補助
					248, 000
					預金利息 108
			12,275,000	7,371,266	

【支出の部】 単位:円

区 分		予算額	決算額	摘 要		
款	項	目				
	会議費	会議費	300,000	80 000	委員出席謝礼	
	工 哦复	工 哦复	300,000	00,000 80,000 (2回、@5,000×延べ16人		
運営費					インク、住宅地図他消耗品 38,051	
建 百页	事務費	事務費	1,029,000	393,291	登録証、リーフレット等印刷 105,315	
	争伤其	尹伤其	1,029,000	電話使用料 100,890		
					郵送料 149,035	
事業費	事業費	事業費	6,897,975	6,897,975	運行業務 @3,675×1,877 台	
予備費	予備費	予備費	4,048,025	0		
			12,275,000	7,371,266		

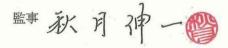
[※]平成 23 年度第1回協議会(平成 23 年 6 月 29 日)において承認された、事業費に対する予備費からの充当額は、2,428,975 円である。

監查報告書

平成23年度新居浜市地域公共交通活性化協議会の会計事務について監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

平成24年6月28日

新居浜市地域公共交通活性化協議会



監查報告書

平成23年度新居浜市地域公共交通活性化協議会の会計事務について監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

平成 24年 6月 28日

新居浜市地域公共交通活性化協議会

監事矢野英司圖

参考資料①

デマンドタクシー利用・登録状況 (平成24年10月末現在)

〇登録者数(10月末日現在)

上部西エリア 大生院 6 4 世帯 108人 上部西計210世帯 359人 中萩 (萩生) 146世帯 251人 上部東エリア 173世帯 288人 船木 多喜浜(荷内·阿島) 60世帯 川東エリア 114人 計 443世帯 761人

※男女構成 男性 282人(37.1%) 女性 479人(62.9%)

※年齢構成 50 代まで 118人(15.5%) 60代以上 643人(84.5%)

〇利用状況

平成 22 年度(1 月~3 月) 計(運行日数 56 日)

1/2/-					
エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	142人	86人	1.5人	91台	0.9人
上部東エリア	171人	95人	1. 7人	87台	1.1人
川東エリア	76人	47人	0.8人	45台	1.0人
	389人	228人	4.1人	223台	1.0人

|※利用者内訳||大人 193 人||障がい者 35 人||利用料収入||105,250 円

平成 23 年度上半期(4 月~9 月) 計(運行日数 124 日)

	1 793 (1 7 3 6 7 3 7	H1 (XE11 F 22)	· 101 [7]		
エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	267人	237人	1. 9人	210台	1. 1人
上部東エリア	231人	231人	1. 9人	214台	1.1人
川東エリア	103人	158人	1. 3人	138台	1.1人
	601人	626人	5.0人	562台	1.1人

※利用者内訳 大人 458 人 障がい者 168 人 利用料収入 271,000 円

平成 23 年度下半期(10 月~3 月) 計(運行日数 120 日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	3 2 2 人	676人	5.6人	588台	1.1人
上部東エリア	269人	569人	4.7人	500台	1.1人
川東エリア	113人	288人	2. 4人	227台	1. 3人
	704人	1,533人	12.7人	1,315台	1. 2人

※利用者内訳 大人 912 人 小人 0 人 障がい者割引 本人 504 人・介護 7 人 療育割引 本人1人 精神保健割引 本人1人

特定疾患割引 本人 33 人・介護 12 人 運転免許自主返納者割引 63 人

利用料収入 611,250 円

平成 24 年度 L 半期 (4 月~9 月) 計 (運行日数 125 日)

	1 331 (1) 1 0) 1)	h (Æ11 b %	. 120 H/		
エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	351人	1,051人	8.4人	767台	1.4人
上部東エリア	282人	619人	5.0人	498台	1. 2人
川東エリア	114人	290人	2. 3人	248台	1. 2人
	747人	1,960人	15.7人	1,513台	1. 3人

※利用者内訳 大人 1052 人・小人 0 人・無料乳幼児 2 人
障がい者割引 本人 608 人・介護 21 人
特定疾患割引 本人 23 人・介護 5 人
運転免許自主返納者割引 245 人

利用料収入 752,500 円

〇平成 24 年度 月別利用·登録状況

平成24年4月(運行日数20日)

エリア	登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	328人	143人	7. 2人	102台	1. 4人
上部東エリア	276人	95人	4.8人	7 4 台	1. 3人
川東エリア	114人	5 3 人	2. 7人	40台	1. 3人
	718人	291人	14.6人	216台	1. 3人

※利用者内訳 大人 177 人 小人 0人 無料乳幼児 2人

障がい者割引 本人96人 療育割引 本人1人

運転免許自主返納者割引 15人

利用料収入 116,500 円

平成24年5月(運行日数21日)

エリア	登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	335人	147人	7.0人	114台	1. 3人
上部東エリア	277人	98人	4. 7人	83台	1. 2人
川東エリア	114人	38人	1.8人	27台	1. 4人
	726人	283人	13.5人	224台	1. 3人

※利用者内訳 大人145人 小人 0人 無料乳幼児 0人

障がい者割引 本人 102人・介護1人 療育割引 本人1人

特定疾患割引 本人 3 人 運転免許自主返納者割引 31 人

利用料収入 107,000 円

平成24年6月(運行日数21日)

エリア	登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	3 4 0 人	218人	10.4人	153台	1. 4人
上部東エリア	278人	121人	5.8人	9 4 台	1. 3人
川東エリア	114人	45人	2. 1人	37台	1. 2人
	732人	384人	18.3人	284台	1. 3人

※利用者内訳 大人191人 小人 0人 無料乳幼児 0人

障がい者割引 本人 126人・介護8人 療育割引 本人1人

特定疾患割引 本人 4 人・介護 2 人 運転免許自主返納者割引 52 人

利用料収入 143,750 円

平成24年7月(運行日数21日)

エリア	登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	3 4 4 人	203人	9. 7人	149台	1. 4人
上部東エリア	278人	88人	4. 2人	72台	1. 2人
川東エリア	114人	50人	2. 4人	47台	1. 1人
	736人	341人	16.2人	268台	1. 3人

※利用者内訳 大人 168 人 小人 0 人 無料乳幼児 0 人

障がい者割引 本人 103人・介護 5人 療育割引 本人 1人

特定疾患割引 本人 8人・介護 0人 運転免許自主返納者割引 56人

利用料収入 127,250 円

平成24年8月(運行日数23日)

エリア	登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	3 4 7 人	185人	8.0人	137台	1. 4人
上部東エリア	280人	106人	4.6人	87台	1. 2人
川東エリア	114人	49人	2. 1人	46台	1. 1人
	741人	340人	14.8人	270台	1. 3人

※利用者内訳 大人 186 人 小人 0人 無料乳幼児 0人

障がい者割引 本人 92 人・介護 6 人

特定疾患割引 本人 2 人・介護 2 人 運転免許自主返納者割引 52 人

利用料収入 131,500 円

平成24年9月(運行日数19日)

エリア	登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	351人	155人	8. 2人	112台	1. 4人
上部東エリア	282人	111人	5.8人	88台	1. 3人
川東エリア	114人	55人	2. 9人	51台	1. 1人
	747人	321人	16.9人	251台	1. 3人

※利用者内訳 大人 185 人 小人 0 人 無料乳幼児 0 人

障がい者割引 本人89人・介護1人

特定疾患割引 本人 6人・介護1人 運転免許自主返納者割引 39人

利用料収入 126,500 円

平成 24 年 10 月 (運行日数 22 日)

エリア	登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1 台利用者数
上部西エリア	359人	222人	10.1人	155台	1. 4人
上部東エリア	288人	154人	7.0人	111台	1.4人
川東エリア	114人	68人	3.1人	5 5 台	1. 2人
	761人	444人	20.2人	321台	1.4人

※利用者内訳 大人 262 人 小人 3 人 無料乳幼児 0 人

障がい者割引 本人 109人・介護 10人

特定疾患割引 本人 5人・介護 2人 運転免許自主返納者割引 53人

利用料収入 176,500 円

地域】、【船木地域】、【大生院・萩生地域】を対象として、試 送迎サービス「新居浜市デマンドタクシー」を【荷内・阿島 試験運行は平成25年9月までの予定で、その間に本格的な 新居浜市では、平成23年1月から、乗り合いタクシーでの

デマンドタクシーとは?

導入が可能かどうかを検討します。

の自宅から運行エリア内の目 を希望した人と乗り合いで送 的地まで、同じ時間帯の利用 に応じて、タクシーが利用者 用者の呼び出し(デマンド) 迎するサービスです。 デマンドタクシーとは、利

蒜 🕢 💠

て、運行エリア内にある病院 自宅まで迎えにきます。そし テッカーを貼ったタクシーが と「デマンドタクシー」のス 約センターへ電話予約をする 登録が必要です。登録後、予 ただし、利用するには事前 用いただいています。 おり、通院や買物などにご利 りも自宅までお送りします。 どに乗り合いでお送りし、帰 駅、バス停留所、公共施設な 商店、理·美容室、 現在、平日の9時から16時 1時間ごとに運行して 金融機関、

マンドタクシ 区域乗合

ことになります。 のタクシーを乗り継いで行く などで降り、路線バスや一般 留所(上部東・西エリアのみ) 東エリアのみ)、東城バス停 エリア)、元塚バス停留所(川 に行く場合は、新居浜駅(全 なお、運行エリア外の施設

転免許証自主返納者は半額と がい者などとその介護者、運 生以下)が1回25円です。障 なります。 上)が1回50円、小人(小学 利用料金は大人(中学生以 利用料金は?

試験運行の利用対象地域と運行エリア 川東エリア 利用対象地域 荷内·阿島地域 上部東エリア 上部西エリア 利用対象地域 船木地域 利用対象地域 大生院·萩生地域 デマンドタクシーは、地図の中 の各エリア内を運行します。

《利用できる人の住所》

川東エリア	上部東エリア	上部西エリア	
【荷内・阿島地域】 阿島二丁目(1~3、8 ~9番を除く)、阿島三 丁目、阿島四丁目、阿島、 荷内町にお住まいの人		【大生院・萩生地域】 大生院、萩生、大永山(出口)にお住まいの人	

※上部エリアは、主要地方道新居浜・角野線で東西に分けています。 ※上記住所内でも、バス停留所から直線距離で300メートル以内にお住まいの人は利用できません(バスの利用が困難な人を除く)。

2012.10 Niihama 10



平成25年9月まで、試験運行を継続中!!

電話で予約すれば、タクシーが自宅まで迎えに行き、 「デマンドダクシー」とは・・・

乗り合いでお送りし、帰りもお迎えに行くサービスです 駅、バス停留所等まで、 商店、



「荷内・阿 停留所から直線距離で300m 島地域】【船木地域】【大生 院・萩生地域】にお住まいの 人です。ただし、既存のバス 以内にお住まいの方は、バス の利用が困難な方を除いて、

利用できません。

利用できる人は、 派

試験運行の利用対象地域と運行エリア

川東エリア

予約センダー(月~金 8:30~16:00 更付) 37-880 子約電話番号

予練時約切別

行き・帰り】共通

肝巡报

は、前日の午後4時までに予約してください、 ターにご連絡ください。 ただし1便(9時) ※) 月曜の1便は、前週の金曜の午後4時まで 利用予定時刻の1時間前までに、予約セン ■電話予約は、一週間前から受け付けます

(※) 野田 16:00 9:00 0:00

~00:6 10:00~

— 画

元禄

■予約センターは、土・日・祝日・年末年始 (12月29日~1月3日)は休みです。 必然してくだない。 L)

2:00

13:00~

1:00

11:00~ 12:00~ 阿島二丁目(1~3,8~9 番を除く)、阿島三丁目、 阿島四丁目、阿島、荷内 町にお往まいの人です。

上部東エリア

新居浜駅

[船木地域]は 船木、七宝台町にお住まいの人です。

大生院·萩生地域

阿用対象地域船外上

東城

[荷内・阿島地域] は

荷内・阿島地域

■運行日は、月曜~金曜のみです。土・日・祝 年末年始(12月29日~1月3日)は運 日、年末年始行しません。

14:00

15:00~ 16:00~

15:00

13:00

14:00~

上部西エリ

■時刻表は、一番最初に乗る人の出発時刻です。乗り合いですので、人数や順

番に応じて、お迎えに行く時刻は遅くなる場合があります。また、到着時間にも、 上部支所(上部東エリアの方のみ)、元塚バス停留所(川東エリアの方のみ)は、 その他の場所、他のエリアへは行けません。ただし、新居浜駅(全エリア)、 |乗り降りできる場所は、ご自宅のほか、各エリア内の①から⑥までの施設です。 エリア外ですが、直接行くことができます。 余裕をもってご利用ください。

①交通結節点 (バス停留所・駅・港)

②**医療·福祉施設**(病院·診療所、歯科医院、介護施設等)

③金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局

40商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店)

⑤その他公共施設(支所、公民館、公園、文化・体育・福祉・環境・衛生施設等) **⑤保育·教育施設**(保育所、幼稚園、小・中・高校)

(元海) 利田料金

▶大人(中学生以上)・・・500円 ▶小人(小学生以下)···250円

※未就学児は、1歳未満は無料。1歳以上は ※乗車時に、運転士にお支払いください。 保護者1人につき1人が無料です。

大生院、萩生、大永山(出口)にお住まいの人です。

[大生院・萩生地域] は

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健 福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、 特定疾患医療受給者証を提示された場合は、 本人及び介護者1人は半額とします。 障がい者等割引

運転免許証自主返納者割弓

次のいずれかを提示された方は半額とします。 ①運転経歴証明書 ②四隅に穴をあけた旧免 許証と申請による運転免許の取消通知書

◆事前に利用登録が必要です。(登録無料、裏面をご覧ください)

4厘 5厘

新居浜市地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、新居浜市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)と 称する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、新居浜市一宮町一丁目5番1号新居浜市役所内に置く。 (目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(「以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(所掌事項)

- 第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 連携計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項 (組織)
- 第5条 協議会は次に掲げる委員(以下「委員」という。)をもって組織する。
- (1) 新居浜市長が指名する者
- (2) 関係する公共交通事業者等の代表
- (3) 道路管理者が指名する者
- (4)公安委員会の長が指名する者
- (5) 各種市民団体等の代表
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める者
- 2 協議会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人
- 3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。 (委員の任期)
- 第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(役員の選任及び職務)

- 第7条 会長は、新居浜市副市長をもって充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長及び監事は、第5条第1項に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

- 第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。
- 4 会議は、原則として公開するものとし、その手続きは、新居浜市の例により行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の承認事項)

- 第9条 次の掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。
- (1) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 第4条に規定する事項に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項 (幹事会)
- 第10条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応 じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 協議会は、第4条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、 必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

- 第12条 協議会の業務を処理するため、新居浜市運輸担当課所内に事務局を置く。
- 2 事務局長は、新居浜市運輸担当課所長をもって充て、事務局員は、同課所の職員をもって充てる。
- 3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (会計年度)
- 第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第14条 協議会の運営に要する資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。 (予算)

第15条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を得なければならない。 (決算)

- 第16条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監事の監査に 付さなければならない。
- 2 会長は、第7条第5項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (謝礼)

第18条 協議会は、委員が会議に出席したときは、謝礼を予算の範囲内で支給すること かできる。

(協議会が解散した場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会 長であった者がこれを清算する。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議 に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成22年11月9日から施行する。
 - (任期の特例)
- 2 協議会初年度の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月3 1日までとする。

(会計年度の特例)

3 協議会の設立された日の属する年度の会計年度については、第13条の規定にかかわらず、設立された日から平成23年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

この規約は、平成24年6月19日から施行する。